

件名	令和5年度乾電池運搬及び再資源化業務委託			
履行場所	資源循環局神明台処分地内乾電池保管倉庫（泉区池の谷3949番地）ほか			
履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで			
入札参加条件	種目	<p>(1) 単体企業 所在地区分が準市内又は市外の場合「330：廃棄物処理」を第一位に登録していること。ただし、所在地区分が市内の場合は「330：廃棄物処理」を第三位以上に登録していること。</p> <p>(2) 特定共同企業体 ① 処理業務を分担する構成員は、所在地区分が準市内又は市外の場合「330：廃棄物処理」を第一位に登録していること。ただし、所在地区分が市内の場合は「330：廃棄物処理」を第三位以上に登録していること。 ② 運搬業務を分担する構成員は「330：廃棄物処理」もしくは「310：貨物運送」に登録していること。</p>		
	所在地区分	市内、準市内又は市外		
	その他	<p>(1) 単体企業 ① 一日あたりの処理能力が5トン以上の施設の場合は、廃乾電池に関する一般廃棄物処理施設の許可を受けた者であること。なお、一日あたりの処理能力が5トン未満の施設の場合は、一般廃棄物処分量又は産業廃棄物処分量（焼却、破碎、焼却のいずれかにかかる、汚泥及び金属くず）の許可を受けたものであること。 ② 廃乾電池に関する処理実績を有すること（ただし日量処理能力5トン未満の施設に限る） ③ 仕様書で定める車両等を保有、又は用意することができること。 ④ 公募型指名競争入札参加意向申出書の提出日時点において、一般廃棄物処理手数料を滞納していないこと。また、公募型指名競争入札参加意向申出書の提出日時点において、過去1か年の間、一般廃棄物処理手数料の延滞にかかる督促を受けたことがない（又は受けても期間内に納付している）こと。 ⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。 ⑥ 公表時に指定する入札参加意向申出の期限の日から入札日までの間のいずれの日においても、指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(2) 特定共同企業体 本案件については上記の単体企業のほか、次の要件を満たす分担方式の特定共同企業体の参加を認めるものとする。 ① 構成員の組合せは再資源化業務を分担する構成員と運搬業務を分担する構成員による組合せであること。 ② 再資源化業務を分担する構成員の施設が、一日あたりの処理能力5トン以上の場合、廃乾電池に関する一般廃棄物処理施設の許可を受けた者であること。なお、一日あたりの処理能力が5トン未満の施設の場合は、一般廃棄物処分量又は産業廃棄物処分量（焼却、破碎、焼却のいずれかにかかる、汚泥及び金属くず）の許可を受けたものであること。 ③ 再資源化業務を分担する構成員は、廃乾電池に関する処理実績を有すること（ただし日量処理能力5トン未満の施設に限る） ④ 運搬業務を分担する構成員は、仕様書で定める車両等を保有又は用意することができること。 ⑤ すべての構成員は、公募型指名競争入札参加意向申出書の提出日時点において、一般廃棄物処理手数料を滞納していないこと。また、公募型指名競争入札参加意向申出書の提出日時点において、過去1か年の間、一般廃棄物処理手数料の延滞にかかる督促を受けたことがない（又は受けても期間内に納付している）こと。 ⑥ すべての構成員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。 ⑦ すべての構成員は、公表時に指定する入札参加意向申出の期限の日から入札日までの間のいずれの日においても、指名停止措置を受けていないこと。</p>		
提出書類	<p>(1) 単体企業 ① 公募型指名競争入札参加意向申出書 ② 廃乾電池に関する一般廃棄物処理施設許可証の写し（日量処理能力5トン以上の施設に限る） ③ 一般廃棄物処分量若しくは産業廃棄物処分量（焼却、破碎、焼却のいずれかにかかる、汚泥及び金属くず）の許可証の写し（日量処理能力5トン未満の施設に限る） ④ 委託業務経歴書〔日量処理能力5トン未満の施設に限る：契約書の写しを添付〕 ⑤ 車両調達等計画書〔車検証等を添付。予定の場合は、引受証明書等を添付〕 ⑥ 処理施設の所在地と運搬手段を示す書類。 ⑦ 誓約書・落札した場合、指定期日までに、仕様書で定める人員等を確保の上、必要書類等を提出し、適正に業務を履行することを誓約するもの。 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない者であることを誓約するもの。</p> <p>(2) 特定共同企業体 ① 公募型指名競争入札参加意向申出書 ② 共同企業体協定書兼委任状（入札参加用） ③ 廃乾電池に関する一般廃棄物処理施設許可証の写し（日量処理能力5トン以上の施設に限る） ④ 一般廃棄物処分量若しくは産業廃棄物処分量（焼却、破碎、焼却のいずれかにかかる、汚泥及び金属くず）の許可証の写し（日量処理能力5トン未満の施設に限る） ⑤ 委託業務経歴書〔日量処理能力5トン未満の施設に限る：契約書の写しを添付〕 ⑥ 車両調達等計画書〔車検証等を添付。予定の場合は、引受証明書等を添付〕 ⑦ 処理施設の所在地と運搬手段を示す書類。 ⑧ 誓約書・落札した場合、指定期日までに、仕様書で定める人員等を確保の上、必要書類等を提出し、適正に業務を履行することを誓約するもの。 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない者であることを誓約するもの。</p>			
支払条件	前金払	しない	部分払	する（12回以内）
最低制限価格制度	該当 ・ 非該当			
備考	令和5年度横浜市各会計予算が令和5年3月31日までに横浜市議会において可決されることを停止条件とする案件です。			